

令和5年第16回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第3号）を除く

議案第1号、第2号及び報告第1号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和5年第16回教育委員会会議

1 日 時 令和5年10月25日(水) 13時15分～13時40分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	佐 藤 圭 一
総務課長	前 田 憲 一
生涯学習推進課長	大 瀬 秀 樹
庶務係長	新 井 達 之
書 記	鶴 江 哲

4 傍聴者 0名

5 議 題

報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第3号 札幌市立小学校等通学区域審議会委員の委嘱又は任命について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和5年第16回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、中野 倫仁委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第1号、第2号及び報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第3号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号から第3号及び報告第1号は公開しないことといたします。傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

【議 事】

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

○檜田教育長 それでは、議事に入ります。報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の木村でございます。

それでは、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」についてご説明いたします。

9月20日に招集された第3回定例市議会において、令和5年度一般会計補正予算案が提案され、10月4日に議決されたところではございますが、その中に教育費予算も含まれておりました。

本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございますが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条（臨時代理）の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたのでご報告させていただきます。

今回の補正予算の内容ですが、意見書の次のページでございます、「令和5年度一般会計補正予算について」をご覧ください。

このたびの補正予算につきましては、「1歳入予算」、「2歳出予算」各表の「補正予算額」欄に記載しておりますとおり、歳入予算として1億9,656万円、歳出予算として2億5,500万円を補正するものとなっております。

こちらは、市内小中学校など312校の保健室にルームエアコンを設置するために必要な経費等を補正するものとなっております。

なお、当該事業のうちルームエアコン設置に係る経費につきましては、国庫交付金であります「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が見込まれますため、同額を歳入予算として補正しております。

以上で、報告第1号についてのご説明を終わります。

○檜田教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

◎**議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第1号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村でございます。

議案第1号につきましては、「公の施設の指定管理者の指定」に係るものでございます。

当該施設は生涯学習部所管の施設でございますので、私から概要についてご説明いたします。

資料1「指定管理者議案説明資料」の「1 施設の概要」をご覧ください。札幌市民ホールは、現在、大和リース株式会社北海道支店が指定管理しており、今年度いっぱい指定期間が満了となります。

そのため、市民ホールの「指定管理者選定委員会」において、令和6年4月以降の次期指定管理者候補者を選定し、その候補者を次期指定管理者に指定する旨の議案を、本年12月開催の第4回定例市議会に提出いたします。

議案の作成に際しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長はあらかじめ教育委員会の意見を聞くこととなっているため、本日の教育委員会会議で議案についてご審議いただきたく存じます。

それでは、指定管理者候補者の選定までの経過について、ご説明させていただきます。

別紙「札幌市民ホールの指定管理者の選定結果について」をご覧ください。

本年7月4日に、第1回指定管理者選定委員会を開催し、募集要項と選定方式等について決定の後、7月中旬から9月中旬までの間、募集要項の配布と申込の受付を行ったところ、「3 応募団体」にありますように、2団体から応募がありました。

その後、10月3日に第2回選定委員会を開催し、応募書類及び応募団体によるプレゼンテーションの内容を元に審査を実施したところ、次期指定管理者候補者として、現在の指定管理者である大和リース株式会社北海道支店が選定さ

れたところでございます。

今後のスケジュールですが、まず、12月開催の第4回定例市議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決を得た後、翌年1月から3月までの間に、次期指定管理者と協定締結に向けた協議を経て、協定を締結し、令和6年4月から令和11年3月までの5年間、新しい指定管理者による指定管理が始まるという流れとなります。

議案第1号のご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**道尻委員** 別紙の審査結果の選定基準を見ますと、①から④は大きな差がない、もしくは、もう一方の候補者の方が点数が高くなっておりました。恐らく⑤のその他の部分が決定的な理由になったかと思いますが、その具体的な差になった要因を教えてくださいませんか。

○**生涯学習推進課長** 生涯学習推進課長の大瀬です。

⑤のその他の部分につきましては、過去の実績となりますので、これまで市民ホールの指定管理をしており、また、安定的に経営をしている大和リースの点数が高くなったものとなります。

○**道尻委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号** 議会の議案についての市長への意見の申出について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の池田でございます。

議案第2号の「議会の議案についての市長への意見の申出について」ご説明いたします。

本案は、本年11月29日に招集予定の令和5年第4回定例市議会に「札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案」を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものであります。

このたびの改正は、1点目として、令和9年4月に真駒内地区新設義務教育学校を設置し、これに伴い、真駒内桜山小学校及び真駒内中学校を廃止するものであり、2点目として、令和7年4月1日開校予定の定山溪地区新設義務教育学校の正式名称を定めるものです。

なお、当該改正の施行期日については、条例案裏面の附則にあるとおり、真駒内地区新設義務教育学校等については当該義務教育学校の開校予定日である令和9年4月1日からとし、また、定山溪地区新設義務教育学校の名称変更については、公布の日からとしております。

それでは、1点目の真駒内地区新設義務教育学校の設置等について、説明いたします。資料1をご覧ください。本市においては、令和3年3月に「札幌市における義務教育学校の設置方針」を策定し、通学区域がおおむね小中学校で同一であり、かつ、既存の校舎が一体のものであるか、又は、今後小中学校で一体的な校舎整備が可能な場合に、小学校と中学校を一つの学校として運営する義務教育学校を設置することといたしました。

これを踏まえ、通学区域がおおむね同一であり、ともに校舎の改築時期が迫っている真駒内桜山小学校及び真駒内中学校について一体的な校舎整備を行い、現在の真駒内桜山小学校敷地に義務教育学校として改編することといたしました。

なお、当該義務教育学校の名称については、今後地域との協議を行った上で決定することとしており、本改正では暫定的にこれを「真駒内地区新設義務教育学校」とし、正式な名称が決定次第、当該決定後に招集される市議会において当該義務教育学校の名称変更に係る条例案を提出する予定です。

次に、2点目の定山溪地区新設義務教育学校の正式名称の決定について説明いたします。資料2をご覧ください。令和5年第1回教育委員会会議でご審議いただいた定山溪地区の義務教育学校につきましては、令和5年第1回定例市議会において、暫定名称と位置を規定するための条例案が可決され、2月28日に、改正条例を公布したところです。

このたび、定山溪小学校及び定山溪中学校の学校関係者や、定山溪地区の連合町内会長等で構成される、(仮称)定山溪地区新設義務教育学校検討委員会において、校名に関する検討を進めた結果、令和5年9月19日付けで校名案を「札幌市立義務教育学校定山溪学園」とする意見書が提出されました。

校名案の選定理由としては2つございます。1つ目は、通学予定の児童・生徒やその保護者、地域の方々から広く校名を募集した結果、得票数が最も多く、一番支持された名称であり、検討委員会においても満場一致で選定したこと、2つ目は、歴史ある地域になじんだ名称である「定山溪」という名前を残したいという思いと、新たな学び舎で育っていく子どもたちに、自然が溢れる定山溪の地域を大切に、他者への思いやりと誇りをもって仲間と共に成長してほしいという願いが込められていること。

これらの理由を鑑み、意見書にあります名称案を当該義務教育学校の名称にふさわしいものと考え、正式名称として定めるものでございます。

議案の説明は以上でございます。

なお、学校設置条例上の記載の具体的な改正内容は、別添の条例案のとおりでございます。

内容について適当としてよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** 定山溪学園の改築はどのくらいまで続く予定でしょうか。

○**学校施設担当部長** 開校予定の令和7年度までは続く予定です。

ちなみに、校名に関しましては、公募が43件ありまして、12件は定山溪学園、他には夢の森、自然、森林、定山、美泉(みいずみ)などが候補として挙がっておりました。

○**檜田教育長** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。